

認定制度を活用して、会社の魅力度アップをめざしませんか？

# 労働局の4つの「認定制度」があなたの会社を応援します

Q 認定制度って  
なんだろう？

A

認定制度は、法律に定める一定の要件を満たせば、業種等に  
かかわらず、申請することができます。

認定の証であるマークを商品、広告、求人票等に付し、厚生労働大臣（※）

から認定を受けたことを対外的に明らかにすることで、**企業イメージアップ**や**優秀な従業員の採用・定着**  
**などにつながります。**

（※）認定に関する事務は、都道府県労働局長に委任されています。

## えるぼし認定

平成28年4月1日に全面施行された女性活躍推進法に基づき、

一般事業主行動計画の策定及び策定した旨の届出を行った企業のうち、一定の基準  
を満たし、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業を認定する制度です。

認定は、基準を満たす項目数に応じて3段階あります。

また、**公共調達における加点評価（※1）**の対象になります。

<えるぼし認定マーク>

<1段階目>



<2段階目>



<3段階目>



## くるみん認定・プラチナくるみん認定

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のう

ち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として認定する制度です。

また、平成27年4月1日より、くるみん認定を既に受け、相当程度両立支援の制度の導入や

利用が進み、高い水準の取組を行っている企業を評価しつつ、継続的な取組を促進するため、

新たに**プラチナくるみん認定**がはじまりました。プラチナくるみん認定を受けた企業は、高い

水準の取組を行っている企業であることをアピールすることができます。

さらに、**税制上の優遇措置（くるみん税制）（※2）**、**公共調達における加点評価（※1）**が受けられます。

<くるみん・プラチナくるみん認定マーク>



## ユースエール認定

平成27年10月1日施行の若者雇用促進法によって創設された、若者の採用・育成に積極的に

雇用管理状況などが優良な**中小企業**を認定する制度です。認定を受けることにより、若者雇用促進法に  
基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。

また、**都道府県労働局やハローワークによる重点的なマッチング支援（※3）**、**助成金の優遇措置（※4）**を  
受けられるほか、平成28年度より**公共調達における加点評価（※1）**と**日本政策金融公庫による低利融資**  
**（※5）**の対象になりました。

<ユースエール認定マーク>



## 安全衛生優良企業認定

労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取組、高い

安全衛生水準を維持・改善している企業を認定する制度です。

認定を受けることにより、健康・安全・働きやすい優良企業であることをアピールすることができます。

基準を満たした企業は3年間の認定を受けることができます。

<安全衛生優良企業のマーク>



## 認定を受けるためには

それぞれの認定制度は、個別の法律に基づき、認定基準が設けられています。認定制度によって、認定申請に必要な書類や申請時期が異なるので、詳細は担当窓口まで、お気軽にご相談ください。

### えるぼし認定

#### 【認定要件】

厚生労働省 HP→女性活躍推進法特集ページ→「優良企業の認定について」をご確認ください。

#### 【県内の認定企業】

茨城労働局 HP・トップページのバナー（↓）をクリック



茨城労働局雇用環境・均等室（TEL 029-277-8295）  
あてご相談ください。

### くるみん認定

#### 【認定要件】

#### 【県内の認定企業】

茨城労働局 HP・トップページのバナー（↓）をクリック



### ユースエール認定

#### 【認定要件】

茨城労働局 HP・トップページのバナー（↓）をクリック



#### 【県内の認定企業】

茨城労働局 HP・トップページ  
ニュース&トピックス→新聞発表資料

茨城労働局職業安定部職業安定課（TEL 029-224-6218）  
あてご相談ください。

### 安全衛生優良認定

#### 【認定要件】

茨城労働局 HP・トップページのバナー（↓）をクリック



厚生労働省 職場のあんぜんサイトをご確認ください。

茨城労働局労働基準部健康安全課（TEL 029-224-6215）あてご相談ください。

## 【解説】

### （※1）公共調達における加点評価

各府省等が総合評価落札方式又は企画競争による調達によって公共調達を実施する場合は、認定企業（えるぼし認定企業、くるみん（プラチナくるみん）認定企業、ユースエール認定企業）などを加点評価をするよう、国の指針において定められました。加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められ、厚生労働省では、平成28年10月以降に開始されました。

### （※2）税制上の優遇措置（くるみん税制）

くるみん認定・プラチナくるみん認定を受けると、事業所内保育施設や授乳コーナーなど「次世代育成支援に資する一定の資産」について割増償却を行うことができる、税制優遇措置（くるみん税制）を受けることができます。

詳しくは、厚生労働省 HP（<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082765.html/>）をご確認ください。

### （※3）都道府県労働局やハローワークによる重点的なマッチング支援

「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的に PR します。また、労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的にご案内します。

### （※4）助成金の優遇措置

若者の採用・育成を支援するため、認定企業が次の各種助成金を活用する際、一定額が加算されます。

①キャリアアップ助成金 ②キャリア形成促進助成金 ③トライアル雇用奨励金 ④三年以内既卒者等採用定着奨励金

### （※5）日本政策金融公庫による低利融資

株式会社日本政策金融公庫において実施している「地域活性化・雇用促進資金」を利用する際、基準利率よりも低い金利で融資を受けることができます。詳細は、日本政策金融公庫 HP（<https://www.jfc.go.jp/>）をご確認ください。

## お問い合わせ

〒310-8511

水戸市宮町1丁目8番31号

茨城労働局雇用環境・均等室（6F）

☎029-277-8295